

指定認知症対応型通所介護 料金表 (令和元年10月改訂)

<サービス提供時間 5～6時間>

(山波の家)

		① 基本サービス料金	② サービス提供体制強化加算	③ 入浴介助加算	④ 介護職員処遇改善加算 (①+②+③) ×10.4%	⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (①+②+③) ×3.1%	合計金額 ①+②+③ +④+⑤
要介護1	利用料金	8,530	180	500	958	286	10,453
	利用者負担料金(1割)	853	18	50	96	29	1,045
	利用者負担料金(2割)	1,706	36	100	192	57	2,091
	利用者負担料金(3割)	2,559	54	150	287	86	3,136
要介護2	利用料金	9,450	180	500	1,054	314	11,498
	利用者負担料金(1割)	945	18	50	105	31	1,150
	利用者負担料金(2割)	1,890	36	100	211	63	2,300
	利用者負担料金(3割)	2,835	54	150	316	94	3,449
要介護3	利用料金	10,350	180	500	1,147	342	12,519
	利用者負担料金(1割)	1,035	18	50	115	34	1,252
	利用者負担料金(2割)	2,070	36	100	229	68	2,504
	利用者負担料金(3割)	3,105	54	150	344	103	3,756
要介護4	利用料金	11,270	180	500	1,243	370	13,563
	利用者負担料金(1割)	1,127	18	50	124	37	1,356
	利用者負担料金(2割)	2,254	36	100	249	74	2,713
	利用者負担料金(3割)	3,381	54	150	373	111	4,069
要介護5	利用料金	12,190	180	500	1,338	399	14,607
	利用者負担料金(1割)	1,219	18	50	134	40	1,461
	利用者負担料金(2割)	2,438	36	100	268	80	2,921
	利用者負担料金(3割)	3,657	54	150	402	120	4,382

※網掛けの列の単位が変更となります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
3. 償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。
6. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。合計金額は目安の金額になります。
7. 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。
8. 入浴介助加算は選択できます。上記は③を選択した場合の料金です。